

寄 附 行 為

財團法人 長尾自然環境財團

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人 長尾自然環境財団と称し、その英文名を NAGAO
NATURAL ENVIRONMENT FOUNDATION という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都台東区下谷三丁目 10 番 10 号に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、開発途上国等における自然環境保全のための自然科学分野の調査研究及び保全事業等の実施、途上国の専門家・研究者等が実施する調査研究、保全事業等への助成並びに将来の自然環境保全の担い手の養成を図ることにより、開発途上国等の自然環境の保全に寄与するとともに、自然環境保全についての研究上の国際協力を推進し、もって地球環境の保全に資することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 開発途上国等における自然環境保全のための調査研究及び保全事業
- (2) 開発途上国等における自然環境保全のための調査研究及び保全事業への助成
- (3) 開発途上国等における自然環境保全のための人材の養成を目的とする奨学金の支給
- (4) 開発途上国等における自然環境保全問題（熱帯林の減少、野生生物の減少等）について普及及び啓発
- (5) その他公益目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 6 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) 賛助会費
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 7 条 この法人の資産は基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記録された財産
- (2) この法人の設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 基本財産とされている株式にもとづく新株の発行により取得した株式
(ただし、株式配当により取得したものを除く。)
- (4) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 8 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産は、安全な方法により管理しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 9 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供する等処分し又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、環境大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

2 基本財産から生じる果実については、前項の規定によらず処分することができる。

(経費の支弁)

第 10 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始前に環境大臣に届けでなければならない。

2 前項の規定は、事業計画及び収支予算の変更について準用する。

(収支決算)

第 12 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、事業報告書、収支決算書及び財産目録とともに、監事の意見をつけ、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けて毎会計年度終了後3ヶ月以内に環境大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若し

くは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、環境大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担)

第 14 条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 15 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 4 章 賛助会員

(賛助会員)

第 16 条 この法人の趣旨に賛同する者は、この法人の賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員の納入する会費は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるものとする。

第 5 章 役員及び評議員

(役員)

第 17 条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事6名以上10名以内（うち理事長1名及び常務理事2名以内とする。）
- (2) 監事2名又は3名。

(役員を選任)

第 18 条 理事及び監事は評議員会において選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会において互選する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(会長)

第 19 条 この法人には会長をおくことができる。

2. 会長は、理事会において選任する。

(理事の職務)

第 20 条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

- 2 理事長はこの法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 3 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代行し、又はその職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務を処理する。

(監事の職務)

第 21 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は環境大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を召集すること。

(役員任期)

第 22 条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により、選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(役員解任)

第 23 条 役員が次の各号の1 に該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第 24 条 役員はその地位にあることのみに基づき報酬を受けてはならない。常勤の役員報酬は、理事会で定める。

(評議員選出)

第 25 条 この法人には、評議員10名以上15名以内をおく。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 理事及び監事は、評議員を兼ねることができないものとする。
- 4 評議員のうちには、役員のうち1人と親族その他特殊の関係ある者の数又は評議員のうち1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 5 評議員には、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 26 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

第 6 章 会 議

(理事会の召集)

第 27 条 理事会は、毎年2回理事長が召集する。ただし、理事長が必要と認めるとき理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

(理事会の議長)

第 28 条 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 29 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、書面表決者は会議に出席したものとみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 30 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支予算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

2 前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において「理事会」とあるは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」読み替えるものとする。

3 評議員会は必要に応じ理事長が召集する。評議員現在数3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。

4 評議員会の議長は、評議員会に出席した評議員の互選により選任する。

(議事録)

第 31 条 理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記録した議事録を、作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の氏名（書面表決者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 32 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のおおの3分の2以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第 33 条 この法人は、民法第66条第1項第2号から第4号までの規定による他、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の許可を受けたとき解散する。

(残余財産の処分)

第 34 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 35 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

ただし、他の法令により、これに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録

- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

(細 則)

第 36 条 この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

第 37 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は理事会の議決を経て、これを定める。

付 則

1. この法人の設立当初の理事及び監事は、第 18 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事 (理事長)	佐藤大七郎
理事(常務理事)	市川盛一
理事(常務理事)	山瀬一裕
理事	大井道夫
理事	大島康行
理事	金子太郎
理事	吉良竜夫
理事	神足勝浩
理事	長尾榮次郎
監事	寺西昭
監事	好川榮一

2. この法人の設立当初の役員及び評議員の任期は、第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 年 3 月 31 日までとする。

3. この法人の当初会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立許可の日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。

4. この変更規定は、平成 11 年 9 月 7 日から施行する。

5. この変更（2回目）規定は平成12年7月25日から施行する。
6. この変更（3回目）規定は平成19年9月18日から施行する。